

会 員 各 位

一般社団法人 長崎県建設業協会

会 長 谷 村 隆 三

〔 公 印 省 略 〕

建設工事に係る再資源化等に関する法律の 適切な運用徹底について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号、以下「建設リサイクル法」という)については、平成 12 年に公布され、その適正且つ円滑な施行を図っているところですが、今般、同法第 10 条に基づく対象建設工事の発注者による届出の手続きが適切に行われていなかった事案が明らかになっております。

そのため、同種事案の再発防止のため、建設リサイクル法の遵守について、別添のとおり全建を通じ国土交通省より周知依頼がまいっております。

つきましては、貴社におかれましても、建設工事を行う際は、対象建設工事の発注者とも連携し、建設リサイクル法の遵守方について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。